

保険

資格確認書または資格情報のお知らせを送ります

現在お使いの国民健康保険「資格確認書」の有効期限は7月31日（金）です。8月1日（土）からお使いいただける「資格確認書」を7月中旬から順次、簡易書留で送付します。また、マイナンバーカードと健康保険をひも付けされている方のうち70歳以上の方には、普通郵便で「資格情報のお知らせ」を送付します。

「資格情報のお知らせ」は通常、有効期限がないため、既にお持ちの方は住所などに変更がない限り同じものを使用できます。また、マイナ保険証だけでも医療機関を受診できますが、読み取り機などに不具合があった場合の備えとして、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」は一緒に保管してください。

有効期限が切れた古い「資格確認書」は役場へ返却するか、ご自分で処分してください。

なお、転職や引っ越しなどで加入している保険者が変わった場合、有田川町の国民健康保険は使えなくなります。その場合は役場で資格喪失の手続きが必要です。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によっては資格確認書（特別療養費）などが交付されます。

特別療養費の支給対象となった場合、医療機関でいったん費用の全額をお支払いいただくこととなります。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いいたします。

●資格確認書の有効期限

8月1日（土）から使える資格確認書の有効期限は令和9年（2027年）7月31日（土）です。

●資格情報のお知らせの有効期限

70歳以上の方は医療機関で支払う一部負担金の割合（2割または3割）が併記されているため、有効期限は令和9年（2027年）7月31日（土）です。

●高齢受給者は送付されません

70歳以上の国民健康保険に加入されている方は、医療機関で支払う一部負担金の割合を示す「高齢受給者証」をお使いいただいておりますが「資格確認書」「資格情報のお知らせ」やマイナ保険証は、一部負担金の割合（2割または3割）が併記されているため、医療機関で「高齢受給者証」を提示しなくても負担金の割合が分かります。

問 住民課（吉備庁舎）

年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

●令和8年度（2026年度）申請書受け付け開始日／7月1日（水）

※申請・審査対象期間／7月～令和9年（2027年）6月

※令和7年度（2025年度）以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

●申請書提出先

・住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所

●申請に必要なもの

・基礎年金番号通知書・国民年金手帳・マイナンバーカード・通知カードのいずれか一つ
・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

・離職票（失業などを理由として申請する場合）

●免除・猶予の審査

免除の場合は本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は本人・配偶者の前年所得により審査されます。

●保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

問 住民課（吉備庁舎）

和歌山西年金事務所
☎073・447・1660

下水道

下水道への接続をお願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水を、処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。公共下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 上下水道課